

消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける国への意見書提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

2023（令和5）年10月から実施予定の消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を働きかける意見書を国に提出してください。

【陳情理由】

2023年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

消費税は売上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。免税事業者との取引は、インボイスが発行されないため納付する消費税額が増加します。売上げが1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者のほかフリーランス等を含めると1000万者が取引から排除されるなど深刻な影響を受けると懸念されています。また、やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。

新型コロナに物価の高騰、ロシアのウクライナ侵攻の影響など、景気回復が見通せないなか、小規模な建設事業者をはじめ、建設業の一人親方、農業者、自営業者、フリーランスなど零細な事業者はインボイス制度に対応できる状況ではありません。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根ざして活動する中小事業者の存在は不可欠です。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は、当面延期すべきです。

以上のことから、貴議会に対し、地方自治法99条の規定により、別紙のような意見書を国に提出することを陳情します。

令和5年 2月 | 日

東京都青梅市議会議長 鴨居 孝泰 殿



消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の 導入延期を求める意見書（案）

2023（令和5）年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしている。

消費税は売上げにかかる消費税から仕入れ・経費にかかる消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付するが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなり、免税事業者との取引は、インボイスが発行されないため納付する消費税額が増加する。売上げが1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者のほかフリーランス等を含めると1000万者が取引から排除されるなど深刻な影響を受けると懸念されている。

やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになる。

新型コロナに物価の高騰、ロシアのウクライナ侵攻の影響等など、景気回復が見通せないなか、小規模な建設事業者をはじめ、建設業の一人親方、農業者、自営業者、フリーランスなど零細な事業者はインボイス制度に対応できる状況にはない。

多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根ざして活動する中小事業者の存在は不可欠であり、中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきである。

よって、政府および国会に対して、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入延期を求める。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

議会議長

（宛先）
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣